総務省 インフラ長寿命化計画(行動計画)

令和3年9月 総務省

目次

Ι.	はじめに	1
Ι.	計画の対象施設	2
	対象施設の現状と課題	
1	. 情報通信関係施設	3
2	2. 郵便局施設	5
3	3. 総務省が管理する庁舎・宿舎等	6
IV.	中長期的なコストの見直し	8
٧.	必要施策に係る取組の方向性	8
1	. 情報通信関係施設	8
2	2. 郵便局施設	. 10
3	3. 総務省が管理する庁舎・宿舎等	. 10
VI.	フォローアップ	. 12

I. はじめに

政府全体の取組として、平成25年10月4日、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月29日には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」(以下「基本計画」という。)がとりまとめられた。

基本計画においては、各インフラの管理者及びその者に対して指導・助言するなど当該インフラを所管する立場にある国や地方公共団体の各機関は、本基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定することとされている。

これを受け、国や地方公共団体等のインフラの所管者及び管理者は一丸となって戦略的な維持管理・更新等に取り組むことにより、国民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化等を実現するための取組を推進してきたところである。

総務省は、基本計画に基づき、所管・管理するインフラの維持管理・更新等を 着実に推進するための中長期的な取組の方向性を示す計画として、「総務省イン フラ長寿命化計画(行動計画)」を平成27年度に策定したが、その計画期間は令 和2年度末までとなっていることから、この度、今後の中長期的な取組の方向性 を明らかにするために、計画の改定を行うこととした。

本計画では、総務省が所管するインフラとして情報通信関係施設及び郵便局施設並びに総務省が管理する庁舎及び宿舎等について策定することとする。

Ⅱ. 計画の対象施設

総務省が所管するインフラ及び管理する庁舎・宿舎等について、安全性、経済性及び重要性の観点から、計画的な維持管理・更新等の取組を実施する必要性が認められる施設を対象とする。

• 情報通信関係施設

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)上の指定公共機関に指定されている電気通信事業者(日本電信電話株式会社等)及び放送事業者(日本放送協会)が所有する施設。

• 郵便局施設

日本郵便株式会社が設置する郵便局施設。

• 官庁施設

総務省が管理する庁舎・宿舎等。

Ⅲ. 対象施設の現状と課題

1. 情報通信関係施設

電気通信事業については、電話線や光ファイバー等の電気通信回線設備の存在を前提として設置されている。電気通信事業法では、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信設備等を事業用電気通信設備と定め、電気通信事業者に事業用電気通信設備の管理に関する規程を策定すること、事業用電気通信設備の管理の監督を行う人材を選任すること等の規律を課しているところであり、事業用電気通信設備の老朽化への対策についても、各電気通信事業者が自主的に取り組んでいるところである。

放送業については、放送の安全・信頼性確保のため、番組送出設備、中継回線設備、放送局設備は、適切に保守管理および老朽更新を行っている。また、大規模な更新整備としては、放送会館の建て替えやラジオ空中線の保守・補修がある。さらに、設備を安定的に維持するために、設備の強靱化、冗長化を行っている。

①点検·診断/修繕·更新等

電気通信事業については、電気通信事業法において、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者には、当該設備の設置・設計、工事、維持・運用といった設備のライフサイクルを念頭においた、電気通信事故の事前防止や事故発生時に必要な取組等を定める管理規程の作成・届出等の義務が課されている。当該管理規程の中で、事業用電気通信設備の定期的な点検や検査等に関する取組を定めることとなっており、その取組を電気通信事業者が実施している。

放送業において、演奏所に整備された設備については、日常的な巡視に加え、定期点検を実施している。また、放送所に整備された設備については、 定期点検を実施している。さらに、電波法第73条に基づき、定期検査を実 施する義務が課せられている。

②基準類の整備

電気通信事業については、電気通信事業法において、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者に管理規程の作成を義務付けており、また、情報通信ネットワークの安全・信頼性対策の指標となる「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」を策定している。なお、管理規程の記載事項と情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の規定事項の整合を図っている。

放送業については、放送法施行規則第 104 条から第 115 条の 2 にかけて、 安全・信頼性に係る技術基準が示されており、その基準を満足するよう保守 管理を行っている。また、電波法により、無線設備規則が定められており、 それに適合するよう設備整備を行っている。

③情報基盤の整備と活用

電気通信事業については、管理規程の記載事項とすることで、事業用電気通信設備の維持管理・更新等に係る情報の収集、蓄積、分析及び利活用の取組を電気通信事業者に促している。また、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の中で、例えば、経年劣化による自然故障の軽減を目的とした監視データの分析等を電気通信事業者に促している。

放送業については、放送設備を適切に保守管理していくために、機器補修 の情報等についてデータを蓄積し共有している。

④新技術の開発・導入

電気通信事業については、事業用電気通信設備の設置・設計、工事、維持・ 運用に関する業務を統括する電気通信設備統括管理者を中心として、事業用 電気通信設備の管理・運用の効率化を図る中で、その管理・運用に関する新 技術等の導入が期待される。

放送業については、故障検出および点検の効率化のために、全国の放送局設備のリアルタイムでの監視、および障害情報の蓄積・解析のために通信ネットワークを利用するなど、ICTの活用を進めている。

5 予算管理

電気通信事業については、電気通信設備統括管理者を中心として事業用電気通信設備の管理・運用の効率化を図ることで、各電気通信事業者の状況に応じたコスト縮減が期待される。

放送業については、毎年度、更新と補修が適切かつ効率的に行われるよう 設備整備に係る予算を調整し、その内容については国会承認を受けている。

⑥体制の構築

電気通信事業については、前述のとおり、電気通信設備統括管理者を中心とした、事業用電気通信設備の管理体制の構築を促している。また、電気通信設備統括管理者を含む、事業用電気通信設備の工事、維持・運用等に関する業務に携わる各主体の連携体制についても管理規程に記載するよう総務省令及び総務省告示で規定しており、電気通信事業者に体制の構築を促している。

放送業については、装置の仕様に基づいて補修および更新の基準を定めて

おり、それに沿って設備整備を進めている。

⑦法令等の整備

電気通信事業に関連する法令等には、次のようなものがある。

- 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
- 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)
- ・平成27年総務省告示第67号(管理規程の細目を定める件)
- ・昭和 62 年郵政省告示第 73 号 (情報通信ネットワーク安全・信頼性基準)

放送業に関連する法令には、次のようなものがある。

- 放送法(昭和25年法律第132号)
- 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)
- · 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)
- ·無線設備規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)

2. 郵便局施設

日本郵便株式会社が設置する郵便局施設において、老朽化が進んでいる郵便局が多いことから、日本郵便株式会社では平成26年2月(平成27年2月見直し)に、「劣化等対策工事計画」を策定している。同計画に基づいて、平成30年度までに、大規模郵便局約1,500施設、小規模郵便局約15,000局の老朽化及び劣化対策を行っており、引き続き、適切な点検・診断や修繕が行われることが重要である。

①点検·診断/修繕·更新等

日本郵便株式会社が設置している郵便局については、各施設が有する機能 や設備環境等に応じ、定期的な点検・診断や災害発生後の緊急点検等の随時 の点検等が行われている。引き続き、点検・診断等を着実に進めていく必要 がある。

②基準類の整備

郵便局の定期点検については、建築基準法(昭和25年法律第201号)等で定められた実施方法等に基づいて行われている。総務省は、これらの基準類の改定等について情報収集し、改定等が行われた場合には、必要に応じて、郵便局を設置している日本郵便株式会社へ周知する必要がある。

③情報基盤の整備と活用

日本郵便株式会社において、劣化等対策工事の結果に基づき工事履歴等のデータを作成している。

④体制の構築

日本郵便株式会社では、施設管理を委託しているグループ企業と協力しながら、施設の維持管理を行っている。

3. 総務省が管理する庁舎・宿舎等

総務省が所管する官庁施設(総務省所管国有財産取扱規則(平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 54 号)に規定する庁舎等及び宿舎をいう。以下同じ。)は、施設の点検・診断により施設の状態を正確に把握するとともに、その施設の状態や修繕等の対策履歴を記録し、次期点検・診断等に活用するというメンテナンスサイクルを構築していくことが必要であり、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、大規模な修繕や更新をできるだけ回避し、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図る必要がある。

①点検・診断/修繕・更新等

総務省が管理する官庁施設については、法令や告示に基づき定期(建築物の敷地及び構造は3年以内毎、建築設備は1年以内毎等)に点検を実施している。

②基準類の整備

官庁施設の定期点検については、建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)等で実施方法が定められている。また、保全については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準(平成17年国土交通省告示第551号)」で建築物の各部等の保全されている状態とその確認方法等を定め、基準類の体系化を図っている。

③情報基盤の整備と活用

官庁施設においては、国土交通省が運用している「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N (Building Information system for Maintenance and Management Support in National government))に修繕・更新履歴や診断結果等の情報を蓄積し、これらの情報を分析・利活用していく必要がある。

④個別施設計画の策定・更新

対象施設について、「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」を活用するなどして、個別施設計画を策定しており、更新を行っている。

⑤新技術の開発・導入

建築物全般に係る点検・診断に関する新技術の現場導入事例及び長寿命化 に資する材料・構工法について情報収集し、現場への導入を検討している。

⑥予算管理

必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「④個別施設計画の策定・更新」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、前述の「⑤新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図っている。

⑦体制の構築

管理する全ての官庁施設に施設保全責任者を設置している。

また、国土交通省各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保 全連絡者会議」等の研修等において、点検方法や適正な保全の実施について 情報を収集するなど、担当者の育成及び技術の向上を図っている。

Ⅳ. 中長期的なコストの見直し

インフラの維持管理・更新等に係る費用の縮減、平準化を図り、必要な予算の 確保を進めていくためには、中長期的な将来見通しを把握し、これを一つの目安 として、必要な取組を進めていくことが重要である。

しかし、今後開発・導入される新技術や予防保全対策等による維持管理・更新 等に係る費用の低減の可能性、長寿命化効果等については、不確定な要素が多い。

今後、維持管理・更新等の取組を立案・実行するためには、施設の実態を把握 し、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しをより確実に推定する必要が ある。

V. 必要施策に係る取組の方向性

- 1. 情報通信関係施設
 - ①点検·診断/修繕·更新等

電気通信事業については、電気通信事業法において、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者には、事業用電気通信設備に関する管理規程の作成・届出等の義務が課されている。総務省においては、総務省令及び総務省告示で管理規程の記載事項を定めていることから、電気通信事業者の点検・診断/修繕・更新等に係る取組を注視し、ベストプラクティスとなる取組が行われたこと等を契機として、当該省令及び告示の見直し等を行う。

放送業においては、演奏所に整備された設備については、日常的な巡視に加え、定期点検を継続していく。また、放送所に整備された設備については、 定期点検を引き続き実施していく。

②基準類の整備

電気通信事業については、電気通信事業法において、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者に管理規程の作成を義務付けており、また、情報通信ネットワークの安全・信頼性対策の指標となる「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」を策定している。管理規程の記載事項を定める総務省令及び総務省告示や情報通信ネットワーク安全・信頼性基準については、必要に応じて見直し等を行う。なお、今後も、双方の規定の見直しの際には、整合性が担保されるよう整備を行う。

放送業については、放送法の安全・信頼性に係る技術基準に則って、内実 を高めていく。

③情報基盤の整備と活用

電気通信事業については、事業用電気通信設備の維持管理・更新等に係る

情報の収集、蓄積、分析及び利活用に関して、電気通信事故の場で取られた 措置等のうち、ベストプラクティスとなる取組等が各電気通信事業者の状況 に応じて実施されるよう、管理規程の記載事項を定める総務省令及び総務省 告示や情報通信ネットワーク安全・信頼性基準について、必要に応じて見直 し等を行う。また、電気通信事業者相互間の情報共有が図られるよう必要な 連携を促進する。

放送業については、機器補修の情報等のデータについて、情報の更新を行い適切に管理していく。

④新技術の開発・導入

電気通信事業については、電気通信設備統括管理者を中心として、事業用電気通信設備の管理・運用の効率化を図る取組がなされるかを注視していくとともに、これに関連して新技術の開発・導入に関するペストプラクティスとなる取組等があった場合など、管理規程の記載事項を定める総務省令及び総務省告示や情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の見直しを適時適切に行う。

放送業については、新技術の動向を注視し、点検・診断の効率化に努めていく。

⑤予算管理

電気通信事業については、電気通信設備統括管理者を中心とした電気通信 事業者のコスト縮減に向けた取組を注視していくとともに、効果的な取組が あった場合には、電気通信事業者相互間の情報共有の促進を図る。

放送業については、毎年度行う予算調整を通して、更新と補修が適切かつ 効率的に行われるようにする。

⑥体制の構築

電気通信事業については、電気通信設備統括管理者の選任義務や、事業用電気通信設備の設計・設置、工事、維持・運用に関する業務の体制に関する事項を管理規程の記載事項として総務省令及び総務省告示に規定しており、各電気通信事業者の状況に応じた適切な体制の構築を促していく。今後も電気通信事業者の体制構築の取組を注視し、共通に実施できるような取組等があった場合は、管理規程の記載事項を定める省令及び告示や情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の見直しを行い、電気通信事業者相互間の情報共有の促進を図る。

放送業については、装置の仕様に基づいた補修および更新の基準に沿って、

整備を進めていく。基準については適切な見直しを行っていく。

⑦法令等の整備

電気通信事業については、情報通信関連施設(電気通信事業)に関連する 法令等について、インフラ長寿命化の観点からも電気通信事業者の取組を注 視し、一定の傾向や効果的な取組等があった場合には、適時適切に関係法令 等の整備を行う。

放送業については、平成22年に成立した「放送法等の一部を改正する法律」において、放送業務に用いられる電気通信設備に対して技術基準を定めるとともに、放送事業者に対して当該設備の技術基準適合維持義務を課す規定を定めている。

2. 郵便局施設

①点検·診断/修繕·更新等

日本郵便株式会社に対し、郵便局において、建築基準法等に基づいて行われている定期点検等を引き続き着実に実施するよう促すとともに、修繕等を行う場合は、当該施設をできる限り長期的に利用する観点から実施するよう促す。

②基準類の整備

定期点検方法が定められている建築基準法等の基準類の改定等があった 場合には、日本郵便株式会社に対し、必要に応じて情報提供を行う。

③情報基盤の整備と活用

劣化等対策工事の結果に基づく工事履歴等のデータ作成を進め、データベースの構築を促す。

4体制の構築

日本郵便株式会社において、維持管理等を着実に実施するために必要となる人材・体制を、引き続き確保するよう促す。

3. 総務省が管理する庁舎・宿舎等

①点検・診断/修繕・更新等

総務省が管理する官庁施設については、法令や告示に基づき定期(建築物の敷地及び構造は3年以内毎、建築設備は1年以内毎等)に点検等を継続するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。

また、保全については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」等の基準類に基づく建築物各部等の保全を確実に実施するなどにより、総務省が管理する官庁施設(ただし、借受施設を除く。)について、国土交通省が実施する保全実態調査において、「施設の保全状況※」が「良好」(総評点が80点以上)と判断される施設の割合を、90%以上を維持するよう取組を継続する。

※ 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価

②基準類の整備

官庁施設の定期点検については、建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)等で実施方法が定められている。また、保全については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準(平成17年国土交通省告示第551号)」で建築物の各部等の保全されている状態とその確認方法等を定め、基準類の体系化を図っている。

対象施設に対してもこれらの基準類を適用しており、今後の改定にも適切に対応していく。

③情報基盤の整備と活用

「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」を用いた保全の実施状況の調査(保全実態調査)に必要となる総務省が所管する施設の諸元等の情報の更新を実施する。

④個別施設計画の策定・更新

対象施設について、「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」を活用するなどして、個別施設計画の策定・更新を推進する。

個別施設計画は「中長期保全計画(施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画)」及び「保全台帳(点検や修繕履歴等を記録する台帳)」によって構成されることを基本とし、必要に応じて、基本計画「IV. 2. ⑤対策内容と実施時期」において記載された機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。

この個別施設計画の策定・更新状況について、中央官庁営繕担当課長連絡 調整会議を通じて情報交換を行う。

また、中長期保全計画は、5年以内ごとに見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。

⑤新技術の開発・導入

引き続き、建築物全般に係る点検・診断に関する新技術の現場導入事例及 び長寿命化に資する材料・構工法について情報収集し、現場への導入を検討 する。

⑥予算管理

引き続き、必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「④個別施設計画の 策定・更新」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実 施するとともに、前述の「⑤新技術の開発・導入」の取組を推進することで、 トータルコストの縮減・平準化を図る。

⑦体制の構築

引き続き、管理する全ての官庁施設に設置した施設保全責任者を維持する。 また、国土交通省各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保 全連絡者会議」等の研修等において、点検方法や適正な保全の実施について 情報を収集するなど、担当者の育成及び技術の向上を図る。

Ⅵ. フォローアップ

本計画を継続し発展させるため、計画に関する進捗状況を把握し、「V.必要施策に係る取組の方向性」の施設毎の具体的な取組を、引き続き、充実・深化させるとともに、必要に応じてフォローアップを行う。

また、計画に関する進捗状況等について、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」、「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」等において共有する。

なお、本計画について計画期間は設けず、基本計画の見直し等の状況を踏まえ、 必要な見直しを行うものとする。